

令和元年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人小樽商科大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和元年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和元年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、⑥産業廃棄物のうち、①について、以下のとおり環境配慮契約がなされた。その他の項目については、該当する調達案件はなかった。

- ・①電気の供給について、1件、環境配慮契約（裾切り方式）を実施した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

会計課及び施設課の職員が環境省主催の環境配慮契約法基本方針説明会に参加し、環境配慮契約法の基本方針等について理解を深めた。